

第25回生活保護裁判連絡会総会・交流会が 福島市で開催されました！

総会特集号!!

今年の総会・交流会は台風の被害が懸念される中、2019年10月19日(土)に福島市内において開催されました。記念講演として阿部彩教授(首都大学東京)による子どもの貧困のお話をお聞きし、特別報告として福島市の奨学金収入認定事件や障害者加算に関する63条事件の各勝訴報告など今が旬の注目の報告が行われました。昼からは、二つの分科会に分かれ、それぞれ議論を深めました。

今号では、総会の様子を特集してお伝えします。

今回の台風、大雨の被害にあわれた現地のみなさんに心からお見舞いを申し上げます。

基調講演

「子どもの貧困と生活保護」

阿部彩さん(首都大学東京人文社会学部教授、同大学子ども・貧困研究センター長である阿部彩さんに「子どもの貧困と生活保護」というテーマで講演して頂いた。本講演では主に近年における貧困率の推移や、子どもを持つ貧困世帯における生活実態調査のデータを解説するとともに、社会保障制度の現状と課題点について講演された。

今回の基調講演では、首都大学東京人文社会学部教授、同大学子ども・貧困研究センター長である阿部彩さんに「子どもの貧困と生活保護」というテーマで講演して頂いた。本講演では主に近年における貧困率の推移や、子どもを持つ貧困世帯における生活実態調査のデータを解説するとともに、社会保障制度の現状と課題点について講演された。

始めに様々なデータを用い、年齢階級別にみる貧困率は1985年から2015年の間で高齢者層が減少したのに対し、十代後半から20代前半にかけて男女問わず増加していること、2012年には18歳未満の子どもの貧困率が16%に達したこと、子どもを持つ世帯のうち二親世帯で4~5%、ひとり親世帯で1~2割が何かしらの支払いを滞納したことがあることを紹介し、子どもの貧困について指摘した。この数値は生活保護の適用を受ける世帯の率より高い。阿部さんは、暖房器具の設定温度が一定以下の場合には、料金を滞納した場合でもガス供給を停止しないことができるアメリカの条例を引き合いに出しながら、この説明をされた。

子どもの貧困に関する指標全25項目



のうち4項目が生活保護世帯に属する子どもに関するもの(高等学校等進学率、高等学校等中退率、大学進学率、就職率)であり、これらの進路選択と関係する4項目は多くの学者が将来、貧困から脱却するために重要であるとしている。子どもの進路選択は生まれてからの経験の積み重ねの結果であり、生活上何かしらの不利を受けた生活保護世帯の子どもは生活の質についての議論が現状十分でなく、子どもの生活費に充当する生活扶助費や住宅扶助費、教育扶助費などすべてのカテゴリについて議論する必要があると阿部さんは提言した。

次に現状の生活保護基準における子どもの生活費の扱いについて住宅扶助、生活扶助、教育扶助の3項目で紹介した。住宅扶助においては居住地に何人住んでいるかを基準としており、子どもが世帯内に何人いるかは考慮されないため、子ども部屋や、勉強机などの子どもにとって重要とされる子ども個人のスペースも考慮されておらず住宅扶助においては特別な配慮が行われていないと指摘した。また、国交省が定める最低居住面積水準を満たす生活保護受給世帯は67%程度である。

生活扶助では児童養育加算と母子加算の二つの視点で平成29年に行われた検証を紹介された。児童養育加算についての検証では年収階級第1・十分位の学校外活動費用の平均と中間階層(第5, 6十分位)の学校外活動費用の平均の差が3倍近いことが判明した。これを受け、

これまでのロジックを「児童手当との連動」から「一般世帯の第1・十分位と中間階層の『学校外活動費用』の差」に定義され直されたこと、そしてこの差をなくし、平均値まで加算するという児童養育加算のロジックはほかの項目においても使えるのではないかと阿部氏は強調した。また母子加算については母子家庭のほうが費用が掛かるというデータが出せず、議論になっていたが金額の妥当性を一人親世帯と二人親世帯において必要経費がどれくらい異なるかを検証したことで約13万円の「かかりまし費用」が必要であることが判明したと紹介した。

教育扶助については平成29年に大幅に改正された紹介し、特に高校進学は一般化し、貧困の再生産を防止する上で重要であるが、高校無償化は公立のみであり、東京においては貧困世帯の約4割が無償ではない私立高校に通っている現状で、その理由の多くが公立高校に受からなかったという理由であると述べた。

結論として生活保護基準の体系において教育関係費については小中学校・高校(公立)までは実費、その他教育費がカバーする費用は学校内で必要なものは給付するという概念は確立されているが、子どもの健全育成に資する費用は学校内教育費に対する配慮のみで十分という整理がなされており、住居費、食費、衣服費、また家族旅行や玩具など住宅扶助、生活扶助で賄われる部分において依然として生活がままならない階級である第1十分位と均衡という古いロジックに基づいて金額を設定しており、一定の改善はあったもののまだ十分な改善が行われていないとまとめた。

特別報告

1 evergreen projectの取組みについて

福島市奨学金収入認定事件は、Nさんが福島生活と健康を守る会に相談し始めた。福島生活と健康を守る会中心にNさんを支援する会が結成され、Nさんの不服申立てや裁判の支援をするようになった。

その後Nさんを支援する会を生活保護世帯の子どもの貧困をなくし、子どもが等しく学ぶことができる社会を求めevergreen projectとし発展させ活動をしている。

Nさんへの支援は、世話人会の開催、裁判傍聴で裁判所の傍聴席が満員になるようにした、裁判後の報告集会や学習会の開催、公平な裁判を求める署名活動や福島駅前・福島市役者前でのスタンディングを行った。スタンディングは現在でも継続して行われている。

2019年1月16日、Nさんの給付型奨学金の福島市による「取り上げ」に対して福島地裁が違法であるという判決を出し、市もこれを認め判決が確定した。

しかし、evergreen projectと弁護団の求めている正式な謝罪と再発防止のための話し合いの場を設定することは拒否し続けている。現状を訴えるために現在もスタンディング等で市民に訴え続けている。また、膠



着状態の打開のためにこの運動の到達点を確認し、広い視野からの運動の発展を展望することについて話し合っている。

「福島市による奨学金金取り上げ裁判」の中で挙げられた成果は、
1、厚労大臣による裁決と裁判での判決の確定により、制度化には至らなかったものの給付型奨学金を収入認定から外すことは当然であるという合意を社会的に形成した。高校生のアルバイトなどの収入も子どもの学習権の保障という観点から取り扱う流れができた。

2、Nさんの訴えは尾木直樹氏、雨宮処凛氏などの著名人からの共感を得て、田村智子、山本太郎両国會議員などが国会質問で取り上げ注目を集めた。Nさんが数多くの集会や会議で体調不良と戦いながら訴え続けてきたことは「世論」の変化をもたらし、厚労副大臣がNさんと直接面会し、副大臣直筆の励ましの手紙が届けられたことは「世論」の変化の象徴であった。

3、未だ十分であるとは言えないものの福島市の生活保護行政においても微妙な変化が生まれている。福島市の「生活保護のあらまし」の内容が大幅に改善し、日常の業務でも以前より「神経を使う」姿勢がみられるようになってきている。Nさんやevergreen projectの闘いが全国、全国からの支援に支えられてきたからこそこの成果といえる。

現在も福島市は対話を拒否している。evergreen projectと弁護団は福島市に奨学金取り上げの正式な謝罪、奨学金受給時の正式な制度の確立、ケースワーカーの増員、職員の研修、在任期間の見直し、学者、専門家など福島市外部の人を加えた第三者委員会

の設置、evergreen project等との対話の機会を求め公開質問状を提出した。裁判結果の反映された内容も含まれるが、改善の余地ある回答となった。

これからもNさんの「同じ思いをする子がいないように」という願いが込められた活動は続く」と強調した。



2 東久留米市事件勝訴報告 弁護士 田所良平さん・佐藤宙さん

今回の特別報告では、東久留米市事件判決（東京地判平成31年4月17日）を受けて、原告側訴訟代理人を担当した田所良平さん、佐藤宙さんの2人に本判決の内容・意義について講演頂いた。（本件の概要）

東久留米市で生活保護を利用していた40代女性が、主治医との関係悪化に伴って、医療機関を受診できなくなった。その結果、精神障害者保険福祉手帳の更新手続きに必要な診断書を取得できず、手帳の有効期限が切れてしまった。これをケースワーカーに報告し、手帳の返還をするが、障害者加算は支給が継続していた。その後、後任ケースワーカーが手帳の期限切れに気づき、女性は、福祉事務所長から、障害者加算を削除する保護決定処分および生活保護法63条に基づく手帳期限切れ後の障害者加算の返還処分を受けた。

原告は、手帳の有効期限を徒過したことをもってのみ行った本件各処分は違法であるととして、①加算削除処分の無効確認と②保護費返還処分の取消しを求め、

加えて、③本来支給されるべきであった障害者加算と同額の損害および精神的損害を被ったとして、市及び市に保護費返還の助言を行った東京都に対し国賠法に基づく損害賠償請求を行った。なお東京都に審査請求をするも、棄却されている。

（判決の要旨）

判決は、①無効確認の請求は、行訴法36条の要件を満たさず不適法であるとして却下し、②返還処分の取消請求については、手帳が更新されなかったという一事をもって原告の障害の状態が加算を要する程度に該当しなくなったと推認することはできないとし、返還処分は違法であるとしこれを取消した。③損害賠償請求は、市に対する請求に関しては、精神的損害以外については認容した。都に対する請求は、都の市に対する助言は、原告との損害の間に相当因果関係を認めることはできないとして棄却した。

今回の判決は、障害者加算を受給してきた方が、何らかの事情により手帳を失効した場合、手帳を失効したという事実のみでは加算を削除できないとした点、加算削除処分自体に対する審査請求をしていない場合であっても国賠で同額十遅延損害金の賠償を受けることができる点で意義があるとした。

また、判決に関しては、実質的に原告の勝訴と言つてよいと評価したが、東京都の責任については因果関係を理由に否定されたのは予想外であるとして、都の責任を追及する意味でも、東久留米市にあわせる形で控訴した、とコメントした。



3 「ジャンパー事件を契機とした小田原市の生活保護行政の改善」 小田原市

加藤和永さん・塚田崇さん

3つ目の報告は、小田原市企画部企画政策課の加藤和永氏、福祉健康部福祉政策課の塚田崇氏による「ジャンパー事件を契機とした小田原市の生活保護行政の改善」である。小田原ジャンパー事件は、平成29年1月に当時の小田原市生活保護担当職員が不適切な表現が記載されたジャンパーを約10年間にわたって着用して業務等をしていたことが、第三者の情報により発覚した事件である。小田原市は本件について謝罪し、これを契機に生活保護に対する行政活動の改善を行なった。本報告は事件時の小田原市の対応とその改善内容、今後の課題についてまとめた報告であった。

小田原市の対応については大きく3つのポイントがあった。本件が発覚した後、市には苦情が多く寄せられ、市長自ら生活保護受給者や市民に対して謝罪を行ない、事件対応の方針等を明確に指示するなど一貫した姿勢を執り続けた。市のトップである市長の姿勢が本件対応の第1のポイントだったと加藤氏は述べた。本件を受けて市は生活保護行政のあり方についての検討会やシンポジウムを、専門支援として県の弁護士会や大学教授を交えて開催した。そして専門家の提言を受けての生活保護行政の改善として、市は最優先にケースワーカー（CW）の標準配置数の充足を行なった。これによりCW1人あたりの世帯数は平成28年度では91.3世帯/CWであったのに対して、平成29年度には81.3世帯/CWと減少し、その後は80世帯/CWを遵守している。

また利用者の視点に立った業務の改善として生活保護のしおりの見直しや保

護の申請から決定までの日数の短縮や当事者の声を聴く機会を設けるため、アンケートや窓口の改善を行なうなど、保護受給者に寄り添った対応を徹底したと説明した。この点について塚田氏は第2のポイントとして、本件を個別的で一時的な対応に終わらず、全庁的な問題として捉え、市の部署間で連携をとり組織的な体制の見直しを行なったことだと指摘する。

そして第3のポイントとして市長の方針を実現するためのスピード感と徹底的な情報開示を挙げた。市は現場の職員が柔軟な対応を取れるようフィールドイノベーションによる業務改善に取り組み、ケースワーカーや専門職の拡充を進めた。そしてプライバシーには十分配慮した上でできる限りの生活保護に関する情報は原則公開とした。

こうして小田原市としての全庁的な対応を一貫して執り続けたことで、生活保護行政として最低レベルの自治体から徐々に改善されていると述べた。小田原市の担当お二方の報告は生活保護を市民に広く認知してもらい、できる限り利用者に近い立場で改善していこうとする市の姿勢がそのまま体现されたような報告であり、質疑応答の際も参加者からの声の一つ一つ丁寧に耳を傾けていることがよく分かった。



分科会報告

【第一分科会】生活保護の運用

1 東久留米市事件について 弁護士 佐藤由さん

【事案の概略】

長年、障害者加算を支給されていた精神障害2級の手帳を持つ40代女性が主治医との関係が拗れ、障害者手帳を更新するために必要な診断書を取得できず、2015年6月30日に有効期限が切れた。ケースワーカーに報告し、手帳の返納も行ったが、引き続き障害者加算の支給が行われた。新しく交代したケースワーカーは手帳の期限切れに気付き、2016年10月1日付で障害者加算の削除及び2015年7月から2016年9月までの15か月分の障害者加算の63条返還処分を行った。都に審査請求を行うも棄却され、処分の取り消し、障害者加算相当額の賠償および慰謝料の支払いを求め訴訟を起した。

原告側は、市は生活保護法第25条2項、第56条に従い、保護を変更する場合、正当な根拠があることを疎明する必要があるにもかかわらず、本人や医療機関に対し聞き取り調査などを行わず、障害者手帳の有無だけで判断しており、実際の障害の程度を判定しているとは言い難く、正当な理由を立証せずにおこなった本処分は違法であると主張した。判決では手帳の期限切れは障害が回復したことを示す指標になるとしたが、本件ではこれまで長年障害者加算が行われてきたこと、後に障害者手帳が再交付されたことを鑑み、障害者加算の要件該当性がなくなったことの立証がされていないとした。また市が行った同法63条に基づく返還処分は「資力があるにもかかわらず保護を受けた」というものであり、障害者加算を受ける事由があり保

護を受けていた原告には当てはまらず、この処分は違法であり取消しを免れないとし、63条返還処分の取り消しが認められた。また手帳が更新できなかった理由の調査や検診命令の命令、通院先の医師の意見を求めるなどの原告の障害の程度を把握する義務があったがこれらの義務を尽くさず違法な処分を行ったことは過失があるとして障害者加算2か月分と同額の賠償が認められた。慰謝料については裁判所は過去の判例を用い、遅延損害金を超える賠償請求はできないとして認めなかった。これについて佐藤氏は原告女性が体調すぐれないこともあり、尋問ができなかったこともあり窮状の事実認定が難しかったのだらうと述べた。

本件では東久留米市だけでなく、東久留米市から助言を求められ回答した東京都にも障害者加算相当額の賠償と慰謝料を求めたが、都は技術的な助言をしただけであり法的拘束力はなく、また生活保護事務は地方自治法上の法定受託事務であり、判断の責任は各自自治体にあるため、都には損害との因果関係がないとして認められなかった。これに対し佐藤氏は東久留米市が都の回答を無視して返還を求めなかった場合、都が行う監査に引っかけ改善状況などの細かい報告をしなければならぬ状況になる可能性が非常に高く、市としては都の回答に背くことは困難で、実質的な監査の先取りであるため都に因果関係がある」と強調した。

2 「京都府郡部福祉事務所における自動車保有の現状について」 元京都府査察指導員・奥森祥陽さん

京都府山城南保健所福祉室（郡部福祉事務所）管内の公共交通の状況と生活保護の状況、自動車保有の現状について報告された。

まず京都府相楽郡東部地域の公共交通の状況は、笠置町、南山城村には鉄道の本数が少なく、和束町にはバス路線しかないということである。また、生活保護世帯の多い精華町についても、関西文学術研究都市エリア以外ではバス路線が縮小されている。

事務所の特徴は、自立支援に力を入れていることである。ケースワーカーの業務はとても多忙であるため、生活保護利用者への自立支援に充てる時間を確保している。自立支援については、就労支援をはじめ7つの自立支援プログラムによる自立支援の展開と月1回の自立支援検討会を柱にした組織的な運営を行っている。検討会は全ケースワーカーが参加し相互討議をおこなうので、経験の浅いケースワーカーの育成の場にもなっている。

また、生活保護利用世帯にお便り「そうらく」を毎月発行している。表面はその月の変更決定の内容（例えば年金の収入認定の変更）や様々なお知らせを掲載裏面には、求職活動や多重債務解決等にも取り組んだ生活保護利用者のインタビュー等を載せている。

自動車保有についての基本的な考え方として、「交通する権利」は基本的人権であるということ、管内は公共交通機関を利用している通院がきわめて困難な地域であることを踏まえ、自動車保有を積極的に認める姿勢を取っていることとである。

まず自動車保有の現状として2018年の管内事務所のデータが紹介されていた。具体的には自動車保有の申告は29台で保有が認められた台数は22台であった。そして保有の承認はしていないが、「将来自動車を活用する予定がある」という理由から処分指導を留保している自動車は5台あるという。

また自動車保有に関する成果として、自動車保有を広く認めることで他人名義の自動車を使用する人が減ったこと、さらに子育て世代などに対して、働く意欲の向上に繋がられたと報告していた。

一方、課題としては、交通不便地の通院用自動車の保有の場合は、自動車の維持費が他からの援助や他法他施策によりまかなわれることが保有要件の条件となっていないが、実際には、保護費のやりくりでまかなっていることがおおいので、生活が苦しくなる場合があると述べていた。

まとめとして、要件に合致する場合において、自動車保有を積極的に認めることは、生活保護利用者との関係を良好にし、自立支援に役立つと述べた。以上が分科会の内容である。

質疑内容

分科会の後の質問では2点の内容が問われた。1点目は、車の処分価値がない場合に処分が検討されるのか、ということ。これについては、現状では、自動車の保有要件に当てはまる場合にのみ保有が認められる（処分を要しない）ことになっている。

2点目は限定された使用目的以外に車は乗れないのか、という内容であった。また、使用目的が通勤・通院の場合、途中で買い物をするのはどうなのか。これに関しては、自動車保有の要件については、保護手帳に規定があるが、保有を容認した自動車に対する使用制限につい

ての明文の規定はない、と回答された。

3 「この1年間の審査請求事案の傾向と分析について」 花園大学教授 吉永純さん

本報告は、2018年10月〜2019年10月までの主な生活保護裁判及び審査請求の動向について紹介、事案の検討をするものであった。

まず、裁判の動向についてである。母子世帯の世帯認定をめぐる裁判で一番に続き名古屋高裁でも原告が勝訴し確定した（名古屋高判H30・12・12）。また、実施期間の過誤が原因で過小支給となっていた場合に原処分を取り消して保護費を支払った場合に、国賠請求において遅延損害金を認めた判決が出ている（京都地判H31・3・12）。

さらに法63条の実施機関の過誤払いにおいて、東京地裁で保護利用者の請求を認容する判決が出ている（H31・4・17 被告控訴「東久留米市事件」）。一方、同じく過誤払いにおいて、秋田県の事案について仙台高裁（H30・7・23 仙台高裁秋田支部判決）は全額返還を容認し最高裁（H31・4・26）も追認している。63・過誤払いの事案については一進一退の状況であると吉永氏は評価する。法78条では、最高裁は就労未申告収入を対象とする徴収金において基礎控除を認めなかった（最三小判H30・12・18）。加えて2013年からの基準引下げ処分取り消しを求めるとの裁判は1000人を超える原告とな



つており、早ければ2020年春の名古屋地裁で初の判決が出される見込みであることも紹介された。

次に審査請求の動向についてである。保護費累積金による保護廃止事案では、累積金の使途等を直接本人に確認すべきとした大臣裁決（厚生労働大臣H30.9.19裁決）、保護費の使途は抽象的であつてもよく、より丁寧な聞き取りを求めた裁決（大阪府知事H31.4.15裁決）が出されており、累積金によつて本人がどのような生活を作っていくかということについて、より丁寧なケースワークが重要性であることを吉永氏は強調した。また、障害年金の遡及受給金

に関して、自立控除の聞き取りをせずに全額返還を求めた処分について真にやむを得ない理由により控除すべき費用であるかどうか検討していないとして取り消した例が続いている（大阪府知事R1.7.22裁決、京都府知事R1.8.22裁決）。後者裁決は、全額返還すべきという市本庁の指導について、一つの考慮要素に過ぎないものを過重に評価していると指摘している。その他「立入調査」（法第28条第1項）と通常の家庭訪問の違いを指摘して、法第28条第5項の停止の要件となる「立入調査」に対する拒否、妨げまたは忌避があつたとは認められないとした例（滋賀県知事R1.6.6裁決）、また、処分庁には加算対象者の需要発見を積極的に確認する努力をすべきとして、3ヶ月を超える遡及支給を認めた例（大阪府知事R1.7.1裁決）が注目されるという。さらに、2016年度から改正行政不服審査法が施行されて3年が経過しているが、2018年10月からの基準引下げに関して、審理員意見、審査会答申において、理由付記の不備を理由として原処分取消の意見や答申が出されていることに

ついて紹介された。

以上のような裁判、審査請求の動向について紹介した上で、吉永氏は、裁判については一進一退だが、審査請求に関しては関西方面を中心に認容裁決が相次いでおり、変化の兆しが見えると評価している。加えて、この動向を踏まえ、行政不服審査請求をより今後活用していくべきであることを強調し、報告を締めくくった。



4 生活保護法改正要綱案（改訂版）権利性が明確な『生活保障法』の制定を

弁護士 吉田雄大さん

まず報告冒頭に日弁連における生活保障法をめぐる議論の経緯について報告があり、かかる法改正の具体的な提案へと報告は続いた。

改正要綱案の五本柱として、

- ①権利性の明確化
 - ②水際作戦を不可能にする制度的保障
 - ③生活保障基準決定に対する民主的コントロール
 - ④一歩手前の生活困窮に対する積極的支援
 - ⑤ケースワーカーの増員と専門性の確保
- を掲げたうえで各点の詳細説明がなされた。

本分科会において最も議論がなされたのは、⑤のケースワーカーの増員と専門性の確保という点にあった。資格を持ち合わせていない人がケースワーカーを目指した場合、学校等に通わなければならないことが予想されるが、その点に関しては考慮されているのか

・そもそも公務員現場における専門性とは何なのか

・国家資格は一つの要素でしかなく、この提案においては単純化されすぎである

・資格があるから解決というわけではない

といった指摘がなされた。それらに対する回答は

・要綱案の作成過程において、そうした点についてはつきりとした深い議論がなされたわけではない

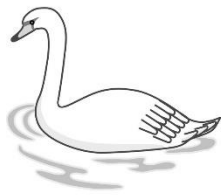
・また、現職のケースワーカーの方々からも

・福祉職の若い人は、ペーパードライバーといわれるくらいの資格になつてしまつていて

・現場においては資格が最も重要なものではない

・一生懸命に業務に従事している人に機会を与えてほしい

といった意見が出されていた。



【第二分科会】生活保障の運動利用者へ寄り添った生活保障の実現

第二分科会は福島県の奨学金事件と小田原市の取組みも題材に議論しましたが、その報告は前記「特別報告」と重なるため割愛し、尾藤弁護士の報告のみ掲載します。

「生活保障行政をよくするためのポイント」

弁護士 尾藤慶喜さん

第二分科会、3つ目の講演は全国生活保障裁判連絡会代表委員で弁護士の尾藤慶喜氏による「生活保障行政をよくするためのポイント」である。本報告では、生活保障制度の現状と課題を踏まえつつ、今後の生活保障行政改善のための手立てについてお話しして頂いた。

まず、生活保障の被保護人員は2015年3月の216万人をピークに減少しており、中間層に変化はなく、受給が増えているのは高齢者の割合だという現状が説明された。この要因については年金の問題が関係しており、年金を増額すれば高齢者の生活保障受給率は下がるはずだが、問題は現在の方針が政府は年金を減らす方向でいることだと指摘された。また、日本の餓死者の数の推移について、最近では世帯単位の「餓死」「孤独死」が増えており、二人でも声を上げられない現状が見られる。これは、1世帯あたりの平均所得額が減少傾向にあることが要因となっている。それに伴い、貯蓄ゼロ世帯も増加しており、2016年時点では二人世帯で3割を越え、一人世帯で4割を越えている。貧困率の年次推移を見ると、貧困率は減少傾向にあるように見えるが、これは貧困率自体が必ずしも下がっているというわけではない。所得の減少に伴い、貧困線自体が相対的に下がっているからだという。

このように、保障行政が改善されず、貧困が深刻化している理由には、労働環境が悪化し非正規雇用の割合が増え、労働者への分配率が低下してきたことが挙げられる。特に深刻なことは女性の非正規雇用率の増加である。これは母子家庭の貧困・子どもの貧困に密に関わる。生活保障制度運用と法制度上の問題は、生活保障を受けさせない「水際作

戦」、就労支援を厳しく行う「硫黄島作戦」、生活保障自体を知らせない、自立支援法の方に流して生活保障を受けさせない「沖合作戦」が後を絶たないことなど、様々な問題点が存在する。そして、不適正な運用、生活保障への世間のバッシングなどもあり、日本は外国と比べて捕捉率が極めて低い。バッシングについては「生活保障バッシング」を政治家が主導して行っていたこともある。また、政府が生活保障給付水準を下げる政策で、更なる引き締めを行っていることで生活保障の受給は極めて厳しい状況にあると尾藤氏は述べた。

一方で、生活保障制度には問題点だけではなく、前進面もある。日弁連を中心に「生活保障法」から「生活保障法」への変更の提案、福島市の奨学金が収入認定された例など生活保障制度の違法な運用について裁判で勝利することによる制度の改善などがある。

これらの内容を踏まえた上で、生活保障行政を良くする運動のポイントとして、1つひとつの事例を大切にすることが挙げられる。福島市の例を徹底的に追求することによって全国的な改善にも繋がるという。また、尾藤氏は韓国の取り組みを例に挙げ、生活保障制度を抜本的に改正することにより、誰もが利用しやすい制度へ転換し、その結果的に受給率を上げたことをデータを用いて説明した。生活保障制度は利用者が利用しやすいようにすることが世界的な流れになっている。しかし、現在の日本は逆に生活保障利用者の範囲を狭めるような状況にあると尾藤氏は指摘した。

